

4 動物由来感染症・災害時への対応強化

ボーダーレス化の進行に伴い、海外からもたらされるリスクが高まっている動物由来感染症に的確に対応するため、引き続き、狂犬病の発生を想定した訓練や身近な動物由来感染症の実態把握、普及啓発等を実施するとともに、関係機関との協働関係の強化により、各取組を充実させていきます。


災害対策では、飼い主による自助が基本であることから、平常時からの災害への備えについて、区市町村の窓口や事業者等を通じた働きかけを進めていきます。

また、動物愛護推進員等を対象とした災害への対応力向上のための研修や、区市町村において同行避難を前提とした避難所運営が円滑に行われるための支援に取り組んでいきます。


さらに、ボランティアの受入れや広域調整の仕組みづくり、動物愛護相談センターにおける機能整備、関係機関と連携した対応体制の強化についても検討していきます。

施策 15 動物由来感染症への対応強化

(1) 動物由来感染症発生に備えた体制強化

 動物由来感染症の発生に備え、広域的・専門的観点から、関係機関や区市町村等との連携を強化するとともに、狂犬病については、発生を想定した訓練を通じて即応体制の実効性を検証するなど、体制を強化していきます。

(2) 身近な健康危機への適切な対処

 ペットが介在する動物由来感染症や動物間で感染する感染症の発生状況及びその対策について、動物病院や東京都獣医師会、獣医系大学等の研究機関と連携した調査研究を実施するとともに、得られた知見等をもとに、飼い主をはじめとした都民や動物取扱業者、飼養施設を有する動物愛護団体等への普及啓発を充実させていきます。

施策 16 災害への備えと発災時の危機管理体制の強化

(1) 事業者やボランティア等と連携した災害への備え

- 被災時に起こり得る状況や災害への備えの重要性について、犬の登録事務等を行う区市町村の窓口に加え、ペット用品やフードの販売店、動物病院など、飼い主が利用する施設・事業者等と連携した普及啓発を行うことにより、飼い主の意識の向上を図っていきます。
- 動物愛護推進員等の災害への対応力を向上させるため、発災時に飼養動物の避難、保護等に協力するための研修の充実に取り組みます。

(2) 避難所設置主体となる区市町村の対策強化

- 災害時に公助を担う区市町村が、「災害時における動物愛護管理対応マニュアル」等を活用した防災計画の作成や、計画に定められた同行避難等の対応を円滑に実施するためのマニュアル整備を進められるよう支援します。
- 避難所運営における関係団体やボランティア、事業者等との連携構築が促進されるよう、区市町村に対し、都の災害研修を受講した動物愛護推進員や、避難所運営に協力する意思のある動物取扱業者についての情報提供等を行っていきます。

(3) ボランティアの受入れや広域調整の仕組みづくり

- 東京都獣医師会等の関係団体と連携して、区市町村におけるボランティアの受入・支援活動のための体制整備や広域調整の仕組みづくりについて検討していきます。

(4) 動物愛護相談センター等における災害時の対応体制強化

- 危機管理の基幹施設として、動物救援本部や関係機関との連絡、区市町村の支援等の役割を果たせるよう、動物愛護相談センターに必要な機能の整備について具体的に検討しています。
- リスク分散や他自治体、大学等の関係機関への協力要請、緊急避難的な一時預か

り等も視野に入れた、災害時における対応体制の強化について検討していきます。

5 動物愛護相談センターの機能強化等

動物愛護相談センターは、飼い主等への普及啓発、相談対応、保護した動物の飼養管理・譲渡、動物取扱業の監視指導、動物由来感染症対策など、その専門性を生かした幅広い取組を実施しています。

都の動物愛護管理施策を効果的に実施していくためには、動物愛護相談センターが施策推進の中核を担う施設として、その機能を高め、求められる役割を果たしていく必要があります。

都は、平成 29 年 3 月に「動物愛護相談センター整備基本構想」を策定し、これからのセンターに求められる役割や重点的な取組が必要な事項を次のように整理しています。

これからの動物愛護相談センターに求められる役割等と整備の方向性

～求められる役割（施設像）と重点的な取組が必要な事項～

① 動物との共生を学ぶ普及啓発の中心施設

《重点 1》動物との共生のための普及啓発の推進

《重点 2》幅広い啓発のための人材育成・協働

② 新しい飼い主への架け橋となる施設

《重点 3》新しい飼い主への譲渡に向けた動物の健康管理

《重点 4》新しい飼い主への情報発信と出会いの機会の拡大

《重点 5》飼育困難となった場合の相談対応等の充実

③ 事業者等の指導・監督の拠点施設

《重点 6》動物取扱業者の資質向上

《重点 7》法令遵守徹底のための監視指導

④ 動物に関する危機管理対応の基幹施設

《重点 8》災害発生時における動物救護活動

《重点 9》動物由来感染症等による危害の防止

本計画においても、動物愛護相談センターは、東京都動物情報サイト「ワンニャンとうきょう」による情報発信や、専門的な相談対応、普及啓発の推進ための人材育成、区市町村への技術的な支援、保護した動物の飼養環境の整備や譲渡の促進、事業者の効果的な監視指導、危機管理体制の強化等に取り組むこととしています。

これらのことを踏まえ、動物愛護相談センターは、都の動物愛護管理施策を推進するために必要な機能を整えるとともに、都民や関係者との協力等を視野に入れた利便性や、業務の効率性等についても十分に考慮した、都民に開かれ、より親しみやすく身近な施設としていきます。